

○財務省告示第百六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年三月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年四月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百六十七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五		
額	最	口	イ	口	イ	口	イ	
最低額面金	行争非者特 入札格第I 発競	国債市 場	入札格 競	行争非者特 入札格第I 発競	国債市 場	行争非者特 入札格第I 発競	入札格 競	
を五万円と する省令の 改正が		万四	五兆	額億	額億	込みの 応募額を 割り当てる。	各申込 みのうち 応募額を 順次割り 当てる。	「国債市場 特別参加者 」第I非
		千二	九千	面金 額で四	面金 額で三			
		百三	千七	千二	兆九			
		十	百一	百三	千七			
		六	億二	十三	千七			
		十	千九	億	百六			
		五	百四	億	十六			
			十	億				

十六	十五	十四	十三	十二						十一	十	九							
払込 期日	者入 札所 参加	場元 所金 支払	償還 金額	償還 期限	行争 入札 発競	非 格競	者 第I	特 参加	国 市場	入札 発行	価 格競 争	発 行 日	振替 単 位						
平成 二十 九年 三月 六日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う 。	当 た り し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に			厘 五 毛	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 八 銭 六	厘 五 毛	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 八 銭 三	平 成 二 十 九 年 三 月 六 日	す る 。	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円 と す る 。	あ っ た 場 合 、 そ の 施 行 の 日 か ら